

令和 8 年度田原本町職員採用試験案内
【通年試験（令和 9 年 1 月 1 日以降採用予定）】
アルムナイ（カムバック）採用
～田原本町職員（正職員）離職者対象～

※注意※

この採用試験にエントリーした人は、令和 8 年度中に実施する他の採用試験（タイトルが「令和 8 年度」から始まる採用試験）にエントリーすることができません。

また、この試験については、受験した日程以外の日程で再度受験することもできません。
（エントリー審査や面接試験はそれぞれ 1 回に限り受験が可能）

令和 8 年 9 月 3 日
田原本町職員任用試験委員会

本町で正職員として勤務し（※勤務条件詳細は次頁以降に記載）、離職前に一定の経験がありながらも、民間企業への転職、育児や介護等を事由に離職した人を対象に試験を実施します。
新たな気持ちで、再び田原本町職員として、あなたの能力を発揮してみませんか？

■申込受付期間・申込方法

- 申込受付期間：令和 8 年 9 月 3 日（木）午前 9 時から開始します。
ただし、採用予定日により申込期日が異なりますので、
次頁に記載の申込期日をご確認ください。
- 申込方法：インターネット申込のみ
町ホームページ内、採用試験申込手続メニューの「【電子申請】電子申請はこちら」から
エントリーをしてください。持参・郵送による受付は行いません。）
- 問い合わせ先：田原本町職員任用試験委員会事務局（下記のとおり）

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町 890 番地の 1
田原本町役場人事課内

電話：0744-34-2056（直通）又は 0744-32-2901（代表）
問い合わせ対応時間：午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）



令和8年度田原本町職員採用試験【通年試験（令和9年1月1日以降）】アルムナイ（カムバック）採用を次のとおり実施します。

1. 希望採用予定日に対応する離職日及び申込期日

希望採用予定日 (下記(1)から(3)までのいずれか)	離職年月日要件目安 (採用予定日時点で 離職後10年以内)	申込期日 【重要】
(1)令和9年1月1日	H29年1月1日以後に 離職	令和8年10月31日(土)
(2)令和9年2月1日	H29年2月1日以後に 離職	令和8年11月30日(月)
(3)令和9年4月1日	H29年4月1日以後に 離職	令和9年1月31日(日)

※この採用試験に基づく実際の採用状況によっては、令和9年1月31日よりも早期に募集を終了する場合があります（この場合は町ホームページで周知します）。また、本町の欠員状況に応じて実際の採用時期を前倒しする場合がありますのであしからずご了承ください。

2. 試験職種・採用予定人員等

職種（区分）	採用予定 人 員	職 務 内 容
行政職 保健師 土木技師 ※離職時と同一の 職種にのみ応募が可能	全体で 1名程度	町長部局（本庁・出先機関）、教育委員会事務局などに勤務し、一般行政事務に従事します。

（注意事項）

- ① 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更することがあります。
- ② 受験者の試験の成績が一定以下の場合は、採用予定人員を減員することがあります。

3. 受験資格

次の(1)から(6)までのすべての要件を満たす人であること。

(1) 年齢及び勤務実績要件

年齢	昭和46年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人
勤務実績	①申込時点で田原本町職員（正職員）ではない人 ②採用予定日時点で、田原本町を離職後10年以内の人（「1.」参照） ③田原本町職員（任期の定めのない職員に限る）として3年以上の勤務経験を有する人（ただし、休業・休職・停職期間は勤務経験期間から除く。育児休業又は介護休業については次頁（◆）を参照のこと）

◆勤務経験期間の算定方法

- ・1ヶ月未満の日数の合計は、30日を1月とします。
- ・休業等により職務に従事しなかった期間は、勤務経験期間に通算されません。
ただし、育児休業、介護休業又は産前産後休暇期間については、勤務経験期間に含めることができます。
- ・勤務経験期間等を当事務局で確認し、上記要件を満たさない場合は、受験することができません。

- (2) 原則、希望採用予定日には本町に勤務が可能な人。
- (3) 日本国籍を有しない人については、在留活動に制限のない在留の資格を有する人。
- (4) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人。
 - ・田原本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人。
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人。
- (5) 過去に懲戒免職及び分限免職（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合の分限免職を除く）の処分を受けたことがないこと。

4. 試験日時・試験会場

(1) 第1次試験について

試 験	試 験 日 時	試 験 会 場
第1次 試 験	受験申込後14日以内に 当委員会で審査を実施	来場の必要はありません

(2) 第2次試験について

試 験	試 験 日 時	試 験 会 場
第2次 試 験	第1次試験合格者本人と協議の上、日時を調整 します。 (詳細については第1次試験合格通知でお知らせ します。)	※来場の場合は 田原本町役場 (田原本町890番地の1) ※地図はP.10に掲載



田原本町公式キャラクター「タワラモトン」

5. 試験の方法及び内容

（1）第1次試験について

試験	試験職種	種 目	内 容
第1次試験	行政職 保健師 土木技師	エントリー審査	受験申込内容等について記載内容の正確性を審査します。不備や記載漏れ、指示に従わない記述がある場合等は、減点対象とします。
		在職時 勤務成績審査	在職時の勤務成績について人事評価結果等に基づき総合的に審査します。

（2）第2次試験について

試験	試験職種	種 目	内 容
第2次試験	行政職 保健師 土木技師	面 接 【Web 面接】 (第1次試験合格者を対象に実施します)	受験申込時に入力された面接用資料(※)に基づき、本町幹部職員による個人面接を行います。 (面接は原則 Web で実施しますが、受験者の状況によっては相談に応じます)

※合否決定は、次のとおり行います。

第1次試験については、第1次試験の合計得点により、第2次試験については、第2次試験の合計得点を基礎とし、第1次試験の得点を加味し合否を決定します。なお、第2次試験の得点が同点の場合は、第1次試験の結果により判定します。また、得点が一定の基準点に達しない試験種目が一つでも存在する受験者は、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

6. 受験票及び面接用資料(※)について(どちらも提出不要)

受験申込時の入力内容に基づき受験票及び面接用資料(※)が自動作成されます。受験票及び面接用資料は当事務局においてデータ形式で管理を行いますので、どちらも紙媒体等で改めて提出する必要はありません。

（1）面接用資料データについて

面接用資料(※)として受験申込時に入力された志望動機等の内容については、当委員会で内容を審査するとともに個人面接の資料として活用します。

（2）顔写真について

当事務局で受験票に代わるデータとして使用しますので、証明写真の要領で撮影したもの（上半身脱帽、正面向き、3ヶ月以内に撮影されたもの。第2次試験を受験される場合は、試験当日に受付で写真と受験者本人が同一人物であることを確認します）をアップロードしてください。

受験申込期日は採用予定日により異なります。(参照：2ページ)

7. 合格者の発表

区 分	時 期	方 法
第1次試験 合格者発表	第1次試験実施の日から 14 日以内	田原本町役場本庁舎掲示場及び田原本町ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ本人に結果を通知します。 ※電話での合否の照会には応じません。
第2次試験 合格者発表	第2次試験実施の日から 10 日以内	

8. 採用時健康診断（法定健康診断）の実施について

実施内容	日 時（※）	対 象 者
採用時健康診断	第2次試験合格者本人と 協議の上日程を決定します （目安：採用予定日の1ヶ月前）	第2次試験合格者かつ採用内定に係る 「 <u>請書</u> 」を提出された方のみ

※上記のとおり採用時健康診断を実施します。詳細は第2次試験合格者に通知します。また、「9. 合格から採用まで」に記載のとおり、この採用時健康診断結果によっては採用に至らないことがあります。

9. 受験手続

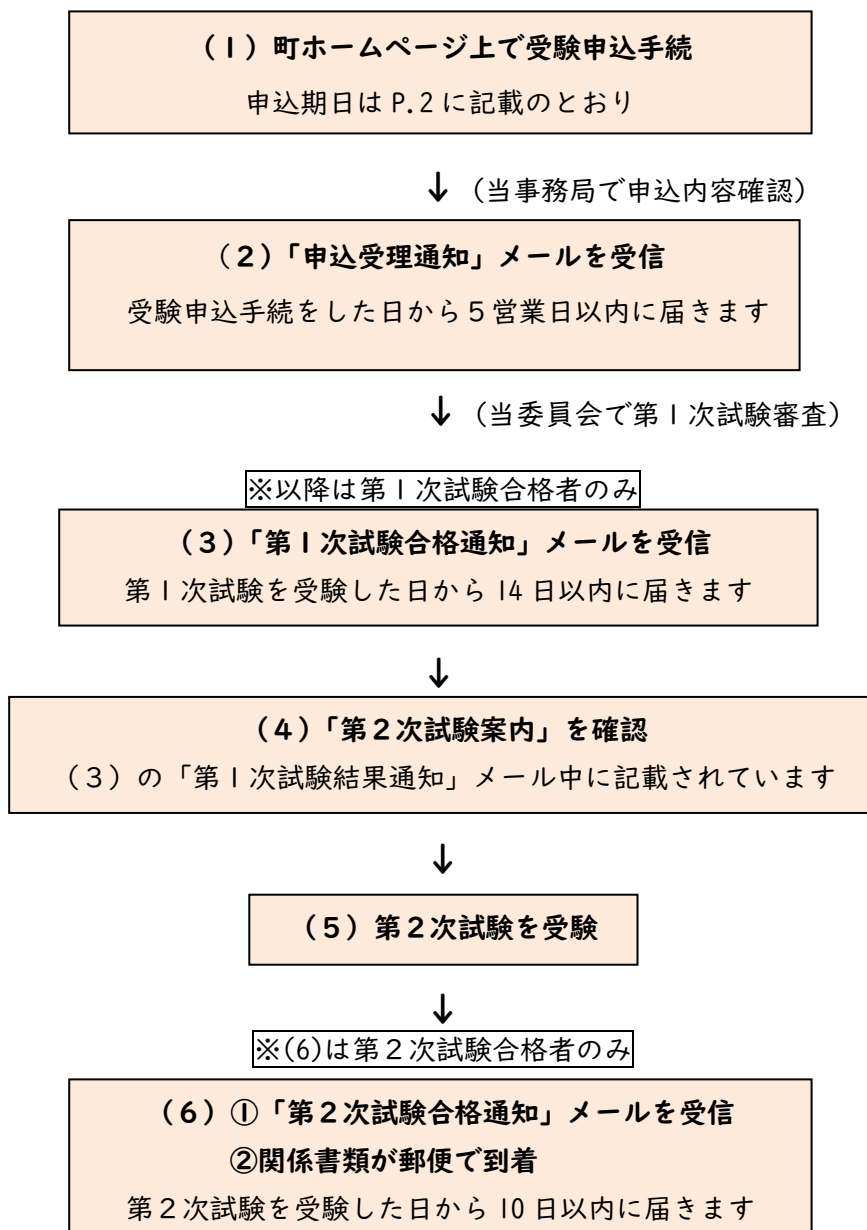
○申込方法等について

申込方法	インターネット（奈良電子自治体共同運営システムたわらもと電子申請）による電子申請 ※スマートフォンからの申込も可能です。
申込受付 期 間	令和8年9月3日（木）午前9時から受付を開始します。ただし、採用予定日により申込期日が異なりますので、2ページに記載の申込期日をご確認ください。
申込から 第1次試験 の受験まで	1. スマートフォン等で表紙のQRコードを読み取っていただくと、本町ホームページの職員採用関係のページがすぐに表示されます。 また、本町ホームページ（https://www.town.tawaramoto.nara.jp/）からこの試験案内をご確認いただく場合は、「行政情報」>「人事・職員」>「職員採用」>「正職員（令和8年度田原本町職員採用試験案内【通年試験】）」の中の「◎申請について」に掲載する「<u>【電子申請】電子申請はこちら</u>」に接続し、画面の指示にしたがって、申請画面へ進んでください。

	2. 利用者登録がまだの人は、「利用者登録」へ進み、ID、パスワード等必要事項を登録してください。 <u>※ID、パスワードは必ず控えを取っておいてください。</u> 3. 登録したID、パスワードによりログインの上、受験申込を行ってください。 「申込完了」の画面が表示されると申込は完了です。 4. 当事務局が申込受理後5営業日以内に、申出されたメールアドレス宛てに「申込受理通知」メールを送信しますのでご確認ください。 ※申込時の連絡先に係る不備がある場合は、電話又はたわらもと電子申請システムを通じて事務局からメールで内容確認をすることがあります。特にメールは随時確認するようにしてください。 5. 第1次試験を受験した日から14日以内に、合格者に対しては申出されたメールアドレス宛てに「第1次試験合格通知」メールを送信します。第2次試験案内についての記載もありますので、内容をご確認ください。 6. 第2次試験を受験した日から10日以内に、合格者に対しては申出されたメールアドレス宛てに「第2次試験合格通知」メールを送信し、併せて関係書類を郵送しますので内容をご確認ください。 （注意事項） 上記「4」から「6」に記載のメールが不達の場合は、田原本町職員任用試験委員会事務局に必ず電話でお問い合わせください。なお、メールが受信できず、お問い合わせいただけなかった場合、当事務局からの再通知はいたしかねます。その場合、受験ができなくなる場合がありますのでご注意ください。
その他 注 意 事 項	1. 使用されるパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。 2. 町ホームページ上での受験申込（たわらもと電子申請）については、受付開始時間から終了時間までは、24時間いつでも申込ができますが、システムの保守点検等、重大な障害その他やむを得ない事由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムを停止することがありますのであらかじめご了承ください。また、その際には入力する日を受付期間内の他の日に変更してください。 なお、このために申込の遅延等が生じても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。 3. 申込内容の確認等のため、当事務局からメール等により連絡をすることがあります。あらかじめメールが受け取れる設定（apply.e-tumo.jpのドメインを許可）にしておいてください。GmailやYahoo!メールなどのフリーメールアドレス、iCloudをご利用の場合、迷惑メールフォルダへ自動で振り分けされてしまう場合がありますので、設定をよくご確認ください。 また、法人用のメールアドレスや携帯電話会社が提供するメールアドレス（キャリアメールアドレス）をご利用の場合も、セキュリティ設定や迷惑メールフィルタ機能により自動的に受信拒否となってしまう可能性があります。

	よって、これら法人用のアドレスやキャリアメールアドレスはできるだけ使用しないようにしてください。
問い合わせ について	たわらもと電子申請システムコールセンター ※対応時間：平日 午前9時～午後5時 ▼電話 0120-464-119（固定電話用 フリーダイヤル） ▼FAX 06-6733-7307 ▼e-Mail help-shinsei-nara@s-kantan.com ※FAX・e-Mailにつきましては、24時間受け付けておりますが、回答が翌営業日以降になることがあります。

○申込から第2次試験合格通知までの流れ



10. 合格から採用まで

- (1) 受験資格がないことや、受験申込や職歴証明書における記載事項が正しくないことが判明した場合、この案内もしくは試験官の指示に従わない場合は、合格を取り消すことがあります。
- (2) 田原本町職員任用試験委員会は、最終合格者を職種及び区分ごとの採用候補者名簿に成績順に登載します。ただし、採用候補者名簿に登載された人で、採用予定日までに受験資格を満たさないことが判明した場合は、採用候補者名簿から登録を抹消します。
- (3) これらの試験の他に採用時健康診断を行います。その結果によっては採用に至らないことがあります。
- (4) 採用は希望等に基づき、原則①令和9年1月1日 ②令和9年2月1日 ③令和9年4月1日のいずれかの予定です。ただし、**本町の都合（欠員や配置等の状況）**により最終合格者本人の同意を得た上で、採用予定日を前倒しする場合があります。
- (5) 採用候補者名簿は、原則として1年間有効です。
- (6) 不正行為やいわゆる口利きの行為事実が後日判明した場合、合格時点に遡り、合格を取り消すことがあります。
- (7) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、こどもと接する業務に従事する一部の職種にあたっては、こども性暴力防止法第2条第7項に定める特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職種等の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
採用試験の最終合格後、任命権者による採用手続等の過程において、当該職種等の業務へ従事するに当たり、特定性犯罪の前科の有無を確認します。
（参照：本町ホームページの職員採用ページ）
- (8) 受験に際して本町が取得した情報等（提出書類等）については、個人情報の保護に関する法律及び田原本町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。ただし、採用者の個人情報は人事情報として活用します。
- (9) 提出書類については、一切返却いたしません。

11. 採用時の職階について

原則、離職時と同一の職階

12. 日本国籍を有しない人の任用について

「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わることはできない。」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。

13. 試験結果の開示

この試験の不合格者は、下記のとおり個人情報の保護に関する法律第76条の規定に基づき書面により開示を請求することができます。なお、電話等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等）を持参の上、直接、田原本町職員任用試験委員会事務局で開示請求してください。

※開示の期間は、それぞれの試験の合格者発表の日から1ヶ月間です。

試 験	開示請求 できる人	開 示 内 容	開示場所・時間
第1次試験	第1次試験 の不合格者	第1次試験の総合得点、種 目別試験結果及び順位	田原本町職員任用試験委員会事務局 （田原本町役場3階人事課内） 午前9時から午後4時30分まで（土 曜日、日曜日及び祝日は受付してい ません。）
第2次試験	第2次試験 の不合格者	第1次試験、第2次試験そ れぞれの総合得点、種目別 試験結果及び順位	

14. 注意事項

- (1) 第1次試験を棄権した場合には、それ以降の試験は受験できません。
- (2) 試験会場へ来場される場合は、自動車での来場は禁止します。ただし、障がい等により自動車での来場を希望する場合はお問い合わせください。
- (3) 試験時間中は時計機能を含む携帯電話、スマートウォッチ、電子辞書等の使用はできません。
- (4) 公務員志望者として、モラルある行動で受験してください。
- (5) 災害等で試験が実施できないなど緊急の場合は、電話又はメールの他下記等の手段によりお知らせします。
 - ①田原本町ホームページ（<https://www.town.tawaramoto.nara.jp/>）
 - ②田原本町役場 電話 0744-34-2056（直通）又は 0744-32-2901（代表）
- (6) お問い合わせの場合は、役場の開庁時間帯（土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後4時30分まで）に当事務局へご連絡をお願いします。

15. 給与・勤務条件等

- (1) 採用時の給料月額の日安
 - ・令和8年4月1日現在の本町給料表（今後改定される場合があります）に基づき、本町離職時の職務の級及び号給を基礎として決定します。
 - ・採用時の給料月額は、採用前の経歴等に応じて加算される場合があります。本町を離職後に民間企業等にも勤務実績がある場合は、経歴確認の為、最終合格後に職歴証明書等の提出が必要です。
- (2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（特に初回の賞与では、採用日と基準日の関係等により期間率が適用されます）、時間外勤務手当などがそれぞれの条件に応じて支給されます。

また、退職手当の算定における国家公務員又は本町職員以外の地方公共団体職員としての在職期間は、条件を満たせば通算されることがあります。
- (3) 勤務時間

原則として土曜日及び日曜日を週休日、また祝日を休日とする完全週休2日制の週38時間45分勤務となっています。

※勤務公所によっては、週休日が変更される場合があります。
- (4) 有給休暇等

年次有給休暇、各種の特別休暇があります。また、育児休業等の制度もあります。
- (5) 採用は条件付で、原則として採用から6ヶ月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

16. お願い ～田原本町職員採用試験の受験を希望されるみなさまへ～

- (1) 田原本町職員採用試験はみなさまの受験申込により試験の準備を進めていきます。採用試験の経費には大切な税金が使われます。やむを得ない理由で受験できなくなった場合は必ず田原本町職員任用試験委員会事務局に事前連絡を行い、無断で受験をキャンセルされませんようお願いします。
- (2) 採用試験の実施について（天候等やむを得ない事情により急遽試験を延期します等）、当事務局から電話やメールで直接連絡をすることがありますので、常に連絡がとれるようにしてください。また、当事務局の連絡先は下記のとおりです。

電話番号：①0744-34-2056（直通） 又は ②0744-32-2901（代表）
E-Mail： jinjikh@town.tawaramoto.nara.jp

【田原本町役場本庁舎 周辺地図】 第2次試験会場



田原本町役場はあれから少し変わりました！

●子育て・介護支援関係制度も充実！

男性職員の育休取得率100%、町独自の休暇制度 等

●豊富な研修制度と自己啓発制度

階層別研修、クレーム対応研修、地域貢献活動 等

●今後も人事給与制度を拡充予定！

働きやすい服装での勤務の通年実施、メンター制度

相談窓口（ハラスメント・内部公益通報等）の設置 等

田原本町における健康経営の推進について

本町では、人事制度の拡充、業務の効率化や時間外勤務の縮減等、働きやすい職場環境づくりに努めています。令和3年度からは、職員が健康でいきいきと活躍すること、そして最終的には行政サービスの質の向上を図ることを目的に健康経営を推進しており、**令和8年3月には前年に引き続き3年連続3回目の「健康経営優良法人（大規模法人部門）」に認定されました。**

今後も引き続き、職員全員が「ここで働いて良かった」と思える健康経営を推進してまいります。



2026
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
大規模法人部門

（注）「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することで、生産性の向上や組織の活性化等が期待できる経営手法です。「健康経営」はNP0 法人健康経営研究会の登録商標です。

■ 町長からみなさまへのメッセージ ■

このたびは、本町の職員募集に御関心をお寄せいただき、有り難うございます。

私たちのまち、弥生時代の大遺跡「唐古・鍵遺跡」など数多くの歴史文化に彩られているまちであり、利便性や経済成長といった都市的な活力と、田園風景などの自然や地域コミュニティといった田園的なゆとり、その両者を併せ持つ「ちょうどいい」まちです。

私たちのまちが目指すのは「ちょうどいい幸福田園都市」で、「人がつながり居場所と出番と活力のあるまち」「安心安全と多様な文化価値を感じられるまち」「未来にツケを残さない持続可能なまち」の3本の柱を大切にまちづくりを進めています。

前例にとらわれることなく、ものづくりの推進や水害対策に係る「全国初」の取組も積極的に展開しています。また、全国的にみても先駆的なスタートアップの誘致・産業クラスターの形成を目指す「たわらもとReBORNプロジェクト」や防災機能を備えた多世代が交流するインクルーシブ公園「ともぱ！たわらもと」の整備など、本町が大切にしている3本柱を具現化すべく前向きな挑戦を力強く進めています。

これからの自治体職員には、ますます「前向きに考える力」「挑戦する力」「困難に立ち向かう力」が求められます。どのような状況にあっても、町民のために、地域のために何ができるかを考え、前向きな思考を止めずに、挑み続ける姿勢が大切だと考えています。

また、本町は働きやすい環境づくりを積極的に推進しており、その取組が評価され「健康経営優良法人（大規模法人部門）」に奈良県内自治体では本町のみ、3年連続（2024、2025、2026年）で認定いただきました。町独自の福利厚生・人事制度の拡充、男性職員の育休取得率100%の維持等、働きやすい職場環境づくりのためのさまざまな取組は、本町で働く職員にとっても大きな安心、モチベーションの向上や働きがいにつながると確信しております。全ての職員がさらに「働きやすい」実感を持てるよう、業務効率化に向けた開庁時間の短縮の実施、デジタル戦略の強化等にも併せて取り組んでまいります。

このまちで「ちょうどいい幸福田園都市」を
共に築いていきましょう！

あなたの応募を、心からお待ちしております。



田原本町長 高江 啓史